

平成30年（行ウ）第4号 公園事業内容変更認可処分取消請求事件

原告 ブルデ シルヴェストル 恵

被告 沖縄県

### 被告第3準備書面

平成31年2月20日

那覇地方裁判所民事第1部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 阿波連 光



同 弁護士 武田 昌則



同 弁護士 植松 孝則



同 弁護士 古謝 千尋



第1 原告ら準備書面（2）に対する認否

- 1 第1項は認否の限りではない。
- 2 第2項は認める。
- 3 第3項は概ね認めるが、原告らも引用するとおり、大阪高裁平成26年4月25日判決は、「（自然公園法が、）国立公園等、特にそのうちの特別地域の自然の風致や景観を保護することをその趣旨及び目的の一つとしている」と判示しているのであり（下線は代理人による）、同法が、自然の風致や景観を保護することのみを目的としているかのような主張は誤りである。

4 第4項(1)の内、最高裁平成18年3月30日判決を引用している部分は認めるが、原告らの主張部分は否認ないし争う。

同判決は、原告らも引用するとおり、「都市の景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には、客観的価値を有するものというべきである。」と判示しているのであり(下線は代理人による)、無条件に、「景観利益」を認めただものではない。現に、同判決は、「これを本件についてみると、原審の確定した前記事実関係によれば、大学通り周辺においては、教育施設を中心とした閑静な住宅地を目指して地域の整備が行われたとの歴史的経緯があり、環境や景観の保護に対する当該地域住民の意識も高く、文教都市にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、作ることを目的とする行政活動も行われてきたこと、現に大学通りに沿って一橋大学以南の距離約750mの範囲では、大学通りの南端に位置する本件建物を除き、街路樹と周囲の建物とが高さにおいて連続性を有し、調和がとれた景観を呈していることが認められる。そうすると、大学通り周辺の景観は、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成するものであって、少なくともこの景観に近接する地域内の居住者は、上記景観の恵沢を日常的に享受しており、上記景観について景観利益を有するものというべきである。」と判示し、「良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成するもの」であるか否かを子細に検討しているものである。

なお、同判決は、本案の判断において、下記のような基準を示した上で、結論として、景観利益を違法に侵害するものではないと判断している。

#### 記

「景観利益は、これが侵害された場合に被侵害者の生活妨害や健康被害を生じさせるという性質のものではないこと、景観利益の保護は、一方において当該地域における土地・建物の財産権に制限を加えることと

なり、その範囲・内容等をめぐって周辺の住民相互間や財産権者との間で意見の対立が生ずることも予想されるのであるから、景観利益の保護とこれに伴う財産権等の規制は、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規や当該地域の条例等によってなされることが予定されているものといえることができることなどからすれば、ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である。」（なお、下線は代理人による。）

5 第4項（2）及び（3）は否認する。

本件において、原告らの主張する景観利益が、「良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成するもの」として客観的価値を有するものであるか不明であるし、何よりも、第三者の当事者適格を考える上で重要となる、「本件処分による景観利益の侵害の態様及び程度」についての主張立証が不十分であり、本件において、原告らの主張する景観利益が、個別的利益として法的保護に値するものとはいえないというべきである。

6 第4項（4）の内、引用された裁判例及び同裁判例の解説の存在は認めるが、原告らの主張部分は否認ないし争う。

7 第4項（5）の内、大阪高裁平成26年4月25日判決を引用している部分は認めるが、原告らの主張部分は否認ないし争う。

## 第2 被告の主張

1 被告第1準備書面において述べたとおり、被告としても、最高裁平成17年12月7日判決（小田急大法廷判決）が示した判断枠組みに従って原告適格の有無が判断されるべきであると考えており、この点において当事者間に争いは無い。

また、本件で問題となる自然公園法（関係法令も含む）が、一定の範囲で自然の風致や景観を保護することをその目的の一つとしていることについても当事者間に争いは無い。

- 2 本件において、第三者の当事者適格を考える上で最も重要となるのは、本件処分による（原告らの主張する）景観利益の侵害の態様及び程度である。

繰り返して述べるとおり、本件処分は、平成29年5月2日付変更認可処分であり、公園施設の高さに変更はなく、また、総建築面積等については規模を縮小する変更である。このような本件処分によって、原告らの主張する景観利益が、どのように侵害されたのかについて、原告らの主張立証は不十分であると言わざるを得ず、本件において、原告らの主張する景観利益が、個別的利益として法的保護に値するものとはいえないというべきである。

以上